

宅地建物取引業者免許申請の手引き

この手引きは、行政手続法第5条に基づき、申請に対する埼玉県の審査基準を具体的に示したものです。

免許申請書類は、ホームページから申請書式をダウンロードし、この手引きを読むことで作成することができます。

この手引きを読んでも不明な場合は、以下へお問い合わせください。

ホームページへのアクセス	
「埼玉県／宅地建物取引業者・宅地建物取引士の手続」	
検索サイトから、「埼玉県宅建業」と入力検索してください。 または、アドレスバーに以下を入力してください。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/takken.html	

受付時間	
月曜日～金曜日 (祝日・年末年始 を除く)	9:00～11:30 / 13:00～16:45 * 12時～13時は受付不可。問合せも御遠慮ください。 ・ 県庁窓口で申請する場合、事前に電話で訪問日時を御予約ください。

受付場所
埼玉県 都市整備部 建築安全課 宅建業免許担当 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (埼玉県庁 第二庁舎 1階) TEL 048-830-5492



埼玉県都市整備部建築安全課宅建業免許担当

(令和6年3月改訂)

受付場所への行き方

1. 電車でお越しの方

JR浦和駅西口から県庁通りを800m進んだつきあたりにあります。

2. 車でお越しの方

庁内案内図を参照して駐車場に停めてください。

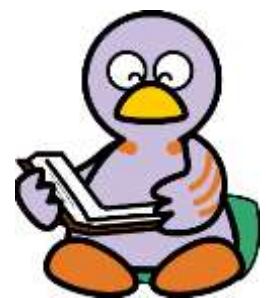
仲町駐車場は駐車可能台数が限られますので、なるべく裁判所前のA・B駐車場を利用してください。

庁内案内図



目次

I	免許制度の概要.....	- 4 -
	免許要件① 事務所.....	- 5 -
	免許要件② 政令で定める使用人.....	- 7 -
	免許要件③ 専任の宅地建物取引士.....	- 7 -
	免許要件④ 欠格事由.....	- 9 -
II	免許申請から免許証の受領まで.....	- 10 -
	埼玉県知事免許.....	- 10 -
	国土交通大臣免許.....	- 12 -
	審査に係る期間について.....	- 14 -
III	免許申請書の作成について.....	- 15 -
	必要な書類一覧.....	- 16 -
IV	電子申請について.....	- 41 -
	電子申請① フローチャート.....	- 41 -
	電子申請② 必要な書類一覧.....	- 42 -
V	免許取得後の宅建業者が行うこと.....	- 43 -
	免許取得後① 事務所に設置するべきものについて.....	- 43 -
	免許取得後② 免許権者に提出する申請届出について.....	- 44 -
	免許取得後③ 営業保証金供託済届出について.....	- 45 -
VI	免許換えについて.....	- 47 -
VII	個人業者⇔法人業者の入れ替えについて.....	- 50 -



I 免許制度の概要

1 宅地建物取引業

宅地建物取引業（以下「宅建業」という。）とは、不特定多数の人を相手方として、宅地又は建物について、下表に掲げる行為を反復又は継続して行い、社会通念上事業の遂行とみることができる程度の行為をいいます。

	自己物件	他人の物件の代理	他人の物件の媒介
売 買	○	○	○
交 換	○	○	○
貸 借	×	○	○

* 不動産賃貸業及び不動産管理業は宅建業に該当しません。

2 宅地建物取引業者免許

宅建業を営もうとする方（個人又は法人）は、宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）の規定により、都道府県知事又は国土交通大臣の免許を受ける必要があります。

事務所を設置する場所により、都道府県知事免許と国土交通大臣免許に区分されますが、免許の効力に差異はありません。

なお、免許を受けるにあたり、事務所等の規模、業務内容等を考慮して、宅地建物取引士（以下「宅建士」という。）を置かなければなりません。

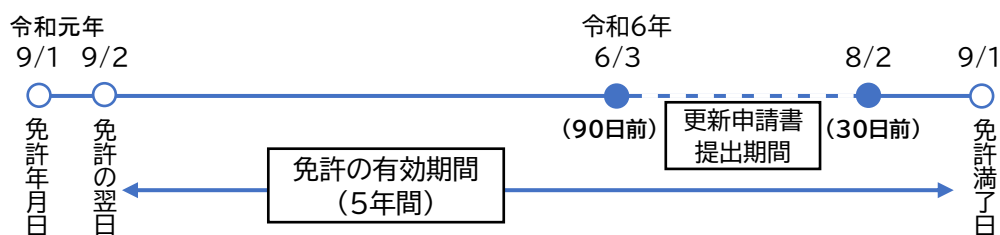
	免許権者	申請窓口
1の都道府県内にのみ事務所を設置する場合	都道府県知事	都道府県
2以上の都道府県内に事務所を設置する場合	国土交通大臣	[令和6年5月24日まで] 本店所在地を管轄する都道府県 [令和6年5月25日から] 本店所在地を管轄する地方整備局等

なお、法人が宅建業を営む場合は、商業登記簿謄本の目的欄に「宅建業に関する」旨の記載が必要です。「宅建業」という言葉が使用されていなくても、「不動産の売買・仲介」等、宅建業が含まれる表現であれば構いません。

3 免許の有効期間

宅建業免許の有効期間は5年間です。

有効期間満了後も引き続き宅建業を営もうとする方は、その有効期間が満了する日の90日前から30日前までの間に更新申請書類を提出してください。



免許要件① 事務所

1 事務所の範囲

(1) 本店又は支店として商業登記されたもの

本店において宅建業を営まない場合についても、支店における宅建業務に何らかの中核管理的な統括機能を果たしていると考えられることから、宅建業法にいう「事務所」となります。結果、二つの事務所を設置することとして、専任の宅建士の設置と営業保証金の供託義務を負います。

一方、宅建業を営まない支店は「事務所」として扱われません。申請書への記入は不要です。

なお、協同組合や公益法人等については、個々の法律で、主たる事務所又は従たる事務所として扱われるものが宅建業法にいう「事務所」となります。

(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有し、かつ、宅建業に係る契約を締結する権原を有する使用人が置かれている場所

〇〇営業所、〇〇店という名称を用いて宅建業を営む場所については、支店として登記されていなくても、宅建業法にいう「事務所」となります。

なお、宅建業法にいう「事務所」として〇〇支店という名称を用いる場合は商業登記をしてください。

2 事務所の形態

(1) 事務所の継続性

宅建業法にいう「事務所」は、宅建業者の営業活動の場所として、継続的に使用することができるもので、社会通念上事務所として認識される程度の形態を備える必要があります。

月ごとの契約期間で設備を賃借するマンスリーオフィスは、契約期間の観点から、継続的な業務ができる場所には該当しません。

「建物」として登記ができない簡易建築物（建物基礎のないコンテナハウス等）は、継続的な業務ができる場所には該当しません。事務所の外観から、「建物」である判断が難しい場合は、①建物登記簿謄本の写し、又は②市町村の固定資産税課税担当課が発行する家屋評価証明書の提出を依頼する場合があります。

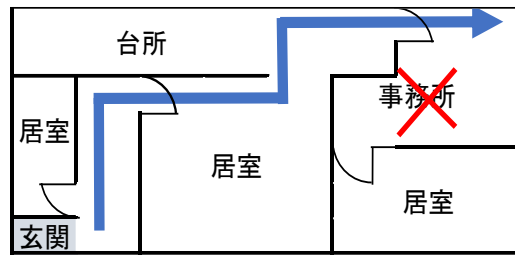
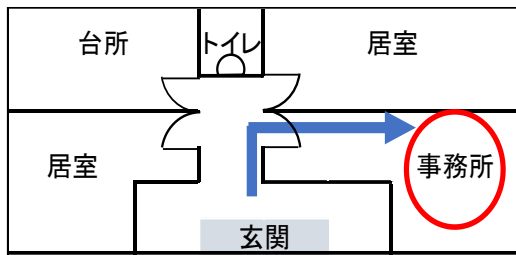
(2) 事務所の独立性

宅建業法にいう「事務所」は、宅建業者が一定の場所を独立して専属的に使用する施設である必要があります。

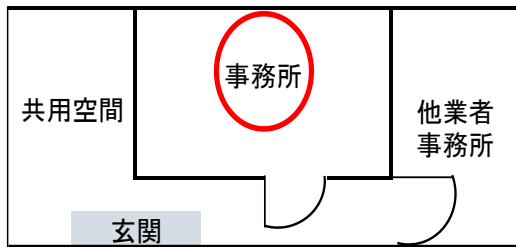
居宅の一部を「事務所」として使用することや、同一フロアに他の業者と同居することは認められますが、次の点に留意してください。

ア 玄関から「事務所」まで、居住空間（又は他業者の事務所）を通らずに行けること

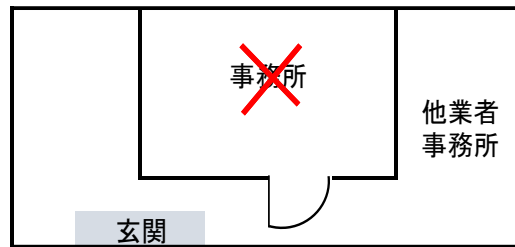
* 居住空間とは、居宅として使用する部屋・洗面所・キッチン等です。



※ 居室を通過するため

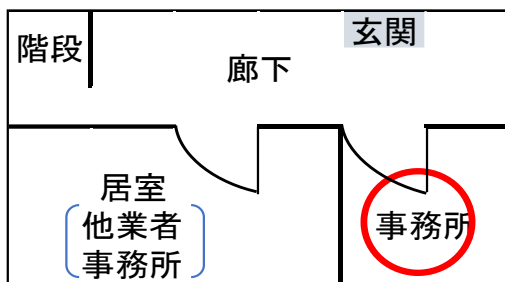


※ 共用空間のみを通過して事務所に行けるため



※ 他業者事務所を通過するため

イ 玄関から居住空間（又は他業者の事務所）まで、「事務所」を通らずに行けること



※ 事務所の奥に居室があるため

ウ 居住空間（又は他業者の事務所）とは、遮蔽性のある壁や、固定式パーティション（180cm以上）等で区切られていること。



※ 事務所と居室に区切りがないため



※ 廊下と事務所の上に仕切りがなく、自由に行き来できてしまい、実質的に区切りがない状態のため

(3) 事務所の設備

事務所には、事務や営業活動を行う拠点として、社会通念上必要とされる設備が必要です。設置方法等の詳細は、「事務所の写真」(p. 37～)を参照してください。

ア 事務機・応接場所の設置

イ 固定電話の設置 (他の法人との電話番号の共用はできません)

ウ 商号又は名称の掲示

エ 業者票・報酬額表の掲示 (免許換えを除く新規申請では掲示が不要です)

3 その他注意事項

マンションの一室を「事務所」として使用する場合は、事前に利用規約を御確認ください。居住目的以外での使用が認められていない場合、事務所とすることはできません。

レンタルオフィスを「事務所」として使用する場合は、顧客の応接のための専用の個室があることが必要です。

免許要件② 政令で定める使用人

1 政令で定める使用人について

政令で定める使用人とは、宅建業法施行令第2条の2で定められた使用人 (以下「政令使用人」という。) のことです。

政令使用人は、その事務所の代表者で、契約を締結する権限を有する使用人のことをいいます。

通常は、支店長や営業所長などが該当しますが、後述する専任の宅建士が兼務することもできます。

なお、政令使用人は、その事務所に常勤することが必要です。

2 政令使用人の設置可否について

(1) 本店

代表者が常勤する場合は、政令使用人の設置は不要です。

代表者が常勤できない場合には、別の方を政令使用人として設置してください。

(2) 本店以外

政令使用人の設置が必要です。

免許要件③ 専任の宅地建物取引士

専任の宅建士は、一つの事務所において、業務に従事する者5名につき1名以上の割合で設置しなければなりません。

専任とは、当該事務所に常勤して専ら宅建業に従事する状態をいいます。

専任の宅建士は、宅建業者との間に雇用契約等の継続的な関係があり、当該事務所の業務時間に従事することができる勤務形態でなければなりません。

なお、専任の宅建士が定休日など宅建業者の業務時間外に副業する場合、専任の確認のための追加書類 (誓約書) を提出いただく場合があります。

業務に従事する者については、「添付書類 (8) 宅地建物取引業に従事する者の名簿」(p. 32～) を参照してください。

1 宅建業者の業務時間中における専任の宅建士の兼務について

(1) 宅建業と同一事務所内での兼務

専任の宅建士は、同一事務所内での業務に限り他の業務を兼務することができます。

兼務する業務等			備考
同一法人内	管理建築士、建設業の専任の技術者等(他法令において専任を要求する職種)	△	建築士法・建設業法等において、兼務が認められる場合は可能です。*
	監査役	×	会社法により兼務が認められません。
	その他	△	代替要員が確保されるなど、常時宅建業の勤務を優先できる場合は可能です。
事業内同一個人	行政書士等の士業	△	行政書士法等において、兼務が認められる場合は可能です。*
	その他	△	代替要員が確保されるなど、常時宅建業の勤務を優先できる場合は可能です。

* 他法令における認否については、所管する行政庁等にお尋ねください。

(2) 他法人の非常勤役員との兼職

専任の宅建士は、宅建業者か否かを問わず、他の業者の業務を兼務する（法人業者の専任の宅建士が個人事業を営むことを含む。）ことができません。

ただし、他法人において、実質的に業務を行わない非常勤役員（代表取締役を含む）を兼職することは認められます。

(3) その他専任の宅建士として認められない場合

ア 通勤が不可能な場所に住んでいる場合

イ 非常勤・パートの職員など、勤務時間が会社の営業時間より短い場合

ウ 他の勤務先から退社後に従事する場合、在学中の大学生等

2 新規免許申請時の注意事項について

以下が満たされていない場合は、審査を開始できません。

(1) 宅地建物取引士の登録において他の業者に従事していない状態であること

埼玉県知事登録の宅建士については、宅建士本人からの問い合わせにより、現在の登録内容を確認できます。

登録内容が最新ではない場合、専任の宅建士となる方が、登録している都道府県へ「勤務先の変更登録申請」を行うようにしてください。

(2) 他の業者の専任の宅建士・政令使用人等として登録されていないこと

埼玉県知事免許業者については、登録内容をお返事できます。

宅建士本人は退職したつもりであっても、業者が変更届出を済ませていない場合があります。免許権者、又は業者に事前に確認してから申請してください。

免許要件④ 欠格事由

宅建業法第5条第1項により、以下に該当する場合は免許することができません。

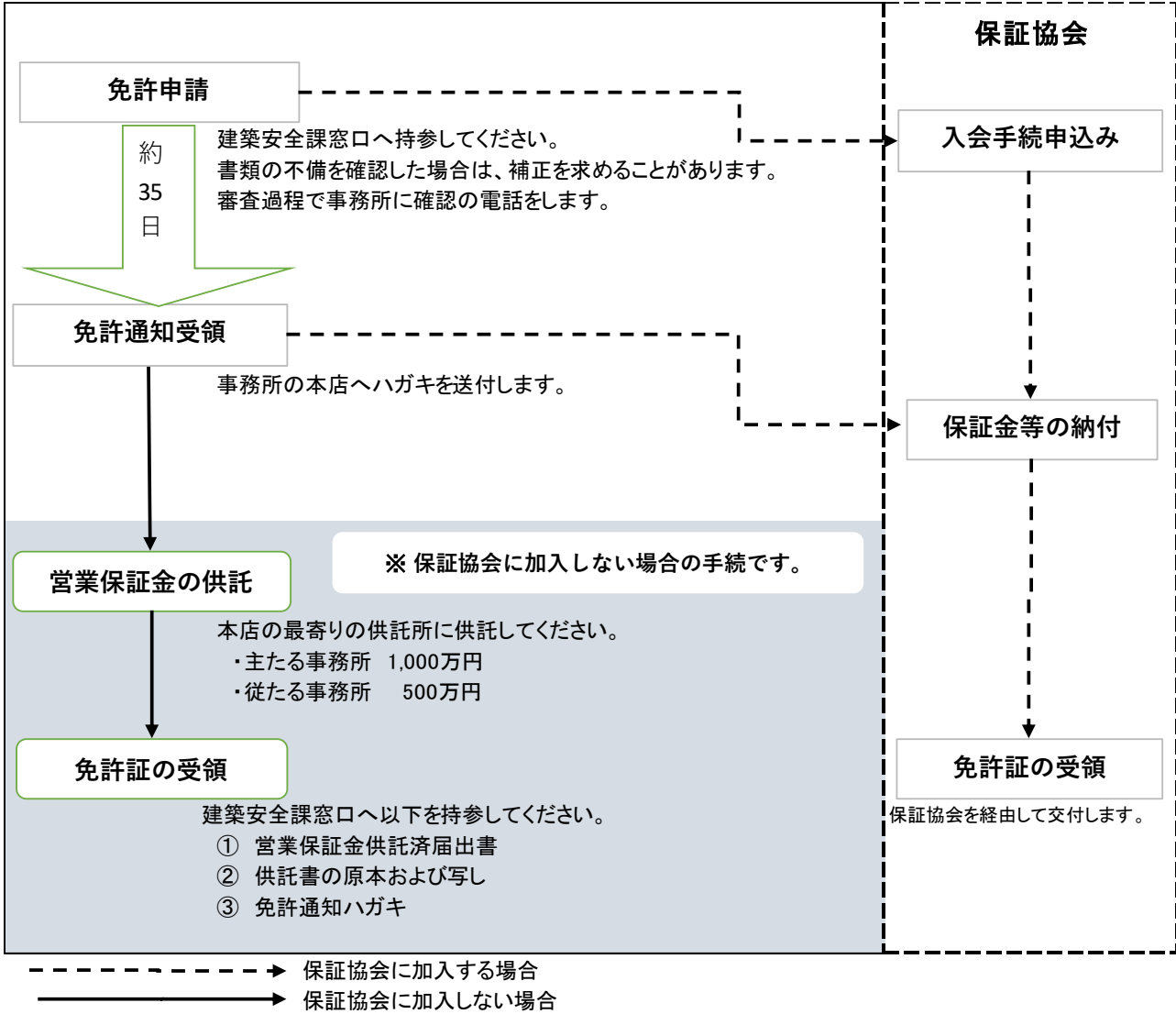
その場合においても、審査手数料や申請書類を返却できませんので、よく確認してから申請してください。

○ 免許申請の手續きに係るもの		
免許申請書やその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている場合		
○ 代表者、役員(取締役等と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む)、法定代理人(未成年者の親権者又は後見人)、政令使用人に係るもの		
5 年 間 免 許 を 受 け ら れ な い 場 合	免許不正取得、業務停止処分事由に該当し情状が特に重い場合、業務停止処分違反により免許を取り消された場合(*1)	*1 免許取消処分の聴聞の公示前60日以内に役員であった者を含む。
	上記の自由の自由として、免許取消処分の聴聞を公示された後、相当の理由なく解散、合併等による消滅、又は廃業の届出を行った場合(*1)	
	禁固以上の刑に処せられた場合(*2)	*2
	以下により罰金の刑に処せられた場合(*2) ・ 宅地建物取引業法に違反 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反 ・ 刑法の罪(傷害罪・現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合及び結集罪、脅迫罪、背任罪)を犯したこと ・ 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したこと	刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 (執行猶予の期間中は欠格要件に該当するが、期間が満了して刑の効力が失われた場合、その翌日から申請が可能。)
	宅地建物取引業法に関して不正又は著しく不当な行為をした場合	
	暴力団員又は暴力団員であった者	
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合		
宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をする恐れが明らかな場合		
心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない場合		
○ 事業活動の支配者に係るもの		
暴力団員等がその事業活動を支配している場合		
○ 事務所の要件に係るもの		
事務所に国交省令で定める数の専任の宅建士を設置していない場合		

Ⅱ 免許申請から免許証の受領まで

埼玉県知事免許

(1) 新規申請



保証協会について

宅地建物取引業保証協会は、下記の2者が指定されています。

保証協会に加入し、弁済業務保証金分担金を納付すれば、営業保証金の供託義務はありません。

弁済業務保証金分担金の納付額は、主たる事務所60万円、従たる事務所30万円です。

なお、入会費用等が別途必要となりますので、保証協会へお問い合わせください。

(公社)全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部

さいたま市浦和区東高砂町6-15宅建会館

電話 048-811-1820

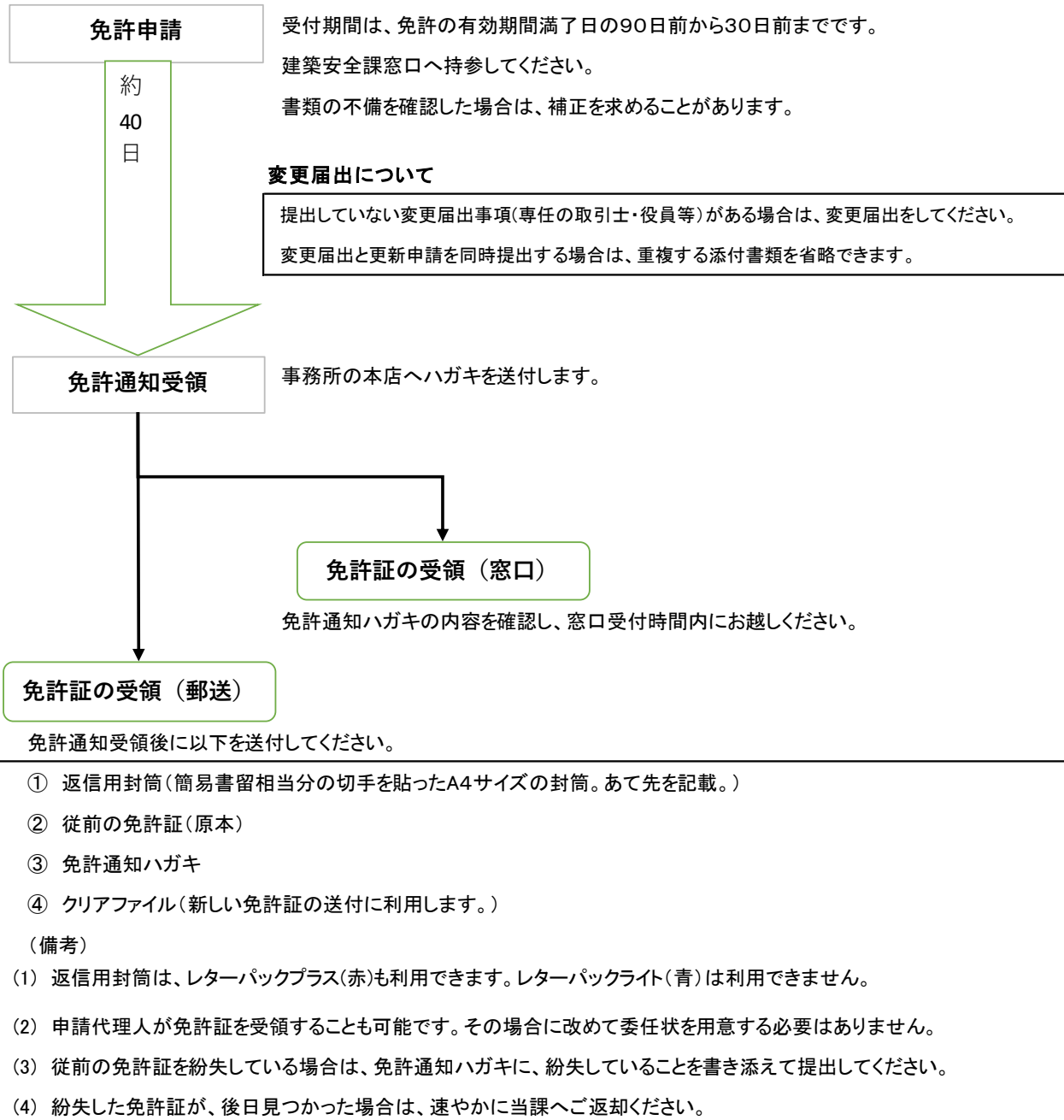
(公社)不動産保証協会埼玉県本部

さいたま市浦和区高砂3-10-4全日埼玉会館

電話 048-866-5225

(2) 更新申請

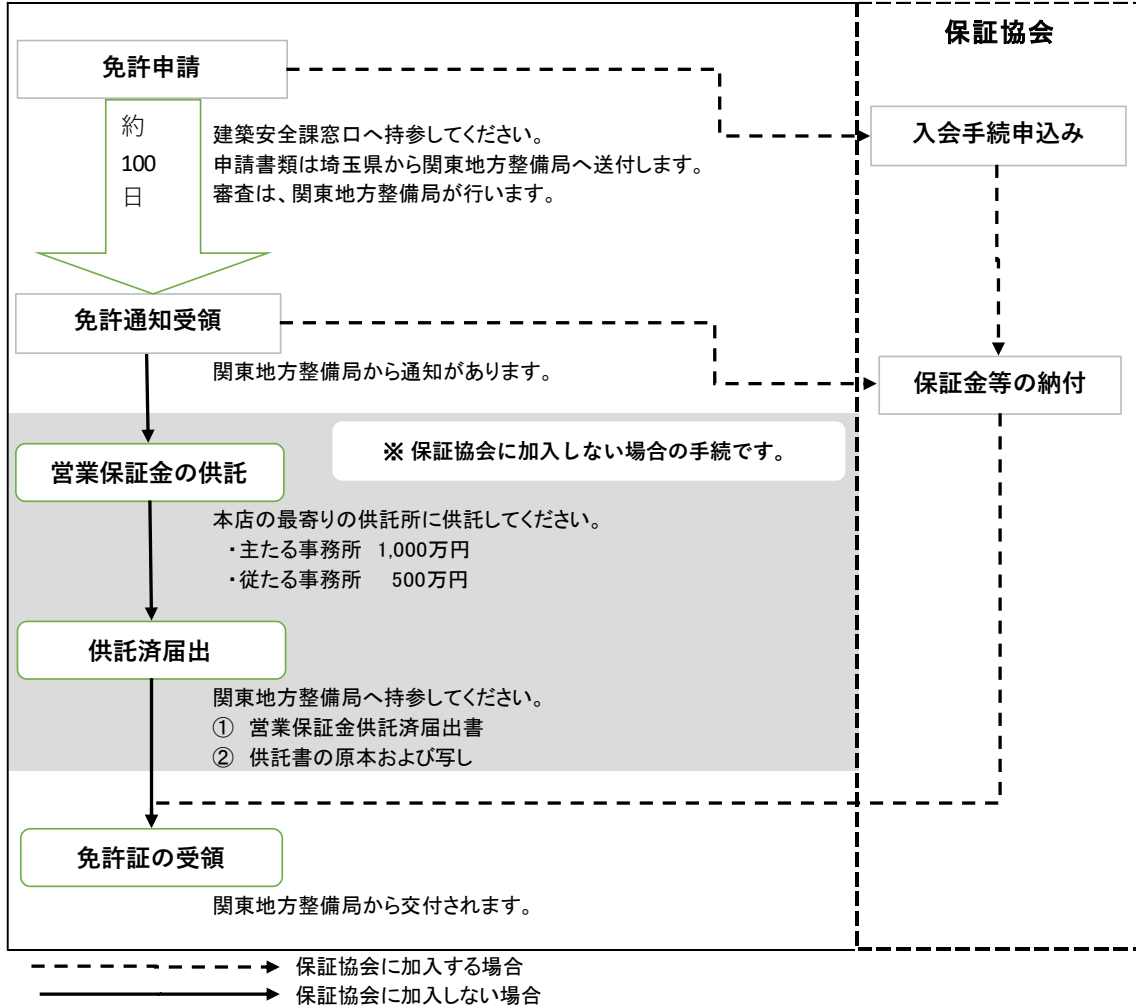
更新申請(埼玉県知事免許)フローチャート



国土交通大臣免許

(1) 新規申請

- * 埼玉県庁での受付は令和6年5月24日まで。
それ以降は地方整備局が直接受け付ける予定です。



保証協会について

宅地建物取引業保証協会は、下記の2者が指定されています。

保証協会に加入し、弁済業務保証金分担金を納付すれば、営業保証金の供託義務はありません。

弁済業務保証金分担金の納付額は、主たる事務所60万円、従たる事務所30万円です。

なお、入会費用等が別途必要となりますので、保証協会へお問い合わせください。

(公社)全国宅地建物取引業保証協会埼玉本部 さいたま市浦和区東高砂町6-15宅建会館 電話 048-811-1820	(公社)不動産保証協会埼玉県本部 さいたま市浦和区高砂3-10-4全日埼玉会館 電話 048-866-5225
--	---

関東地方整備局について

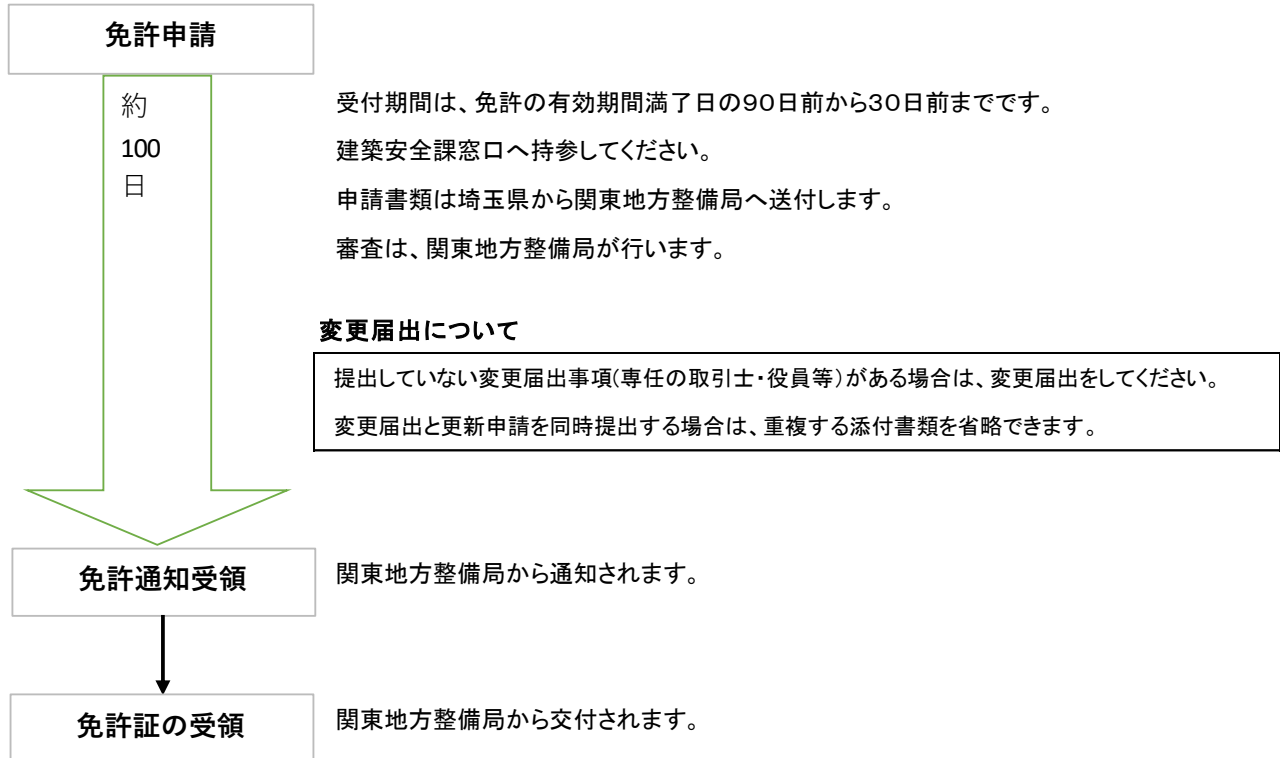
関東地方整備局建政部建設産業第二課不動産業第二係

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館

電話 048-601-3151(内線6657)

(2) 更新申請

- * 埼玉県庁での受付は令和6年5月24日まで。
それ以降は地方整備局が直接受け付ける予定です。



関東地方整備局について

関東地方整備局建政部建設産業第二課不動産第二係
さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館
電話 048-601-3151(内線6657)

審査に係る期間について

(1) 標準処理期間について

	営業日換算	実日数換算
埼玉県知事免許（新規）	25日	約35日
埼玉県知事免許（更新）	30日	約40日
国土交通大臣免許(新規)	-	約100日
国土交通大臣免許(更新)	-	約100日

「標準処理期間」とは、申請が到達してから処分をするまでの目安となる期間のことです。申請を補正するために要する期間は、これに含まれません。

(2) 不備や不足への対応について

申請受付以後に不備や不足が見つかった場合には連絡しますので、早急に補正書類を提出してください。

申請受付前において不備や不足がある場合は、審査が進められませんので、書類を全て揃えてから申請してください。

履歴事項全部証明書

登記が完了し、正式に発行された履歴事項全部証明書を御用意ください。登記申請中の状態では免許申請ができません。

事務所の写真

内装が完了していない事務所であっても構いませんが、事務や営業活動を行う拠点として、社会通念上認められる程度の状態で撮影してください。

①商号又は名称の掲示、②事務机、③応接場所、④固定電話については、設置した写真を御用意ください。

(3) 審査の進捗状況に対する問い合わせについて

審査に要する期間の大部分は、関係機関に照会をするために要するものです。

標準処理期間内の進捗状況については「審査中であること」以外には回答できません。

また、国土交通大臣免許申請の審査は、国土交通省関東地方整備局が行いますので、当課では審査状況を回答できません。

Ⅲ 免許申請書の作成について

共通注意事項

(1) 記入方法

手書きする場合は、黒色のボールペン等で記入してください。鉛筆やフリクションボールペンなど消えやすい筆記具は使用しないでください。

記入事項を訂正した場合は、二本線で消してから修正事項を記入してください。日付の記入については、書類の作成日又は提出日を記入してください。

(2) 証明書類

発行から3か月間以内のものを用意し、原本を提出してください。

(3) 必要部数

埼玉県知事免許	正本1部・副本1部
国土交通大臣免許	正本1部・副本2部

正本は、「必要な書類一覧」(次ページ)のすべてを揃えた書類です。

副本は、正本と同じものをコピーしてください。証明書類等もコピーで構いません。

副本は収受印押印の上、受付時にお返しします。(国土交通大臣免許については、副本2部のうち1部をお返しします。)

(4) 代理申請

申請業者以外の方が、申請書を代理提出する場合や、免許証を受領する場合は、申請業者からの委任状を添付してください。

(5) 宅地建物取引業者名簿等の閲覧

宅建業法第10条により、提出いただいた免許申請書類は、個人情報を除いて一般の閲覧の対象となります。

(6) 法定代理人

代表者・役員・相談役・顧問・政令使用人が、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者である場合、法定代理人が必要ですので、以下を添付してください。

① 埼玉県様式第3号 営業許可証明書

* 埼玉県ホームページ「宅地建物取引業・様式集」から取得できます。

② 戸籍謄本など、未成年者本人と法定代理人との関係を証する書類

必要な書類一覧

書類はこの順番に揃えて、綴じずに持参してください。

		法人	個人	ページ		
1	表紙	○	○	-		
2	もより駅より事務所までの案内図	○	○	17		
3	免許申請書(第一面～第五面)	○	○	17		
4	添付書類(1)(第一面、第二面) 宅地建物取引業経歴書	○	○	26		
5	添付書類(2) 誓約書	○	○	29		
6	添付書類(3) 専任の宅地建物取引士設置証明書	○	○	29		
7	添付書類(4)(第一面)相談役顧問 (第二面)5%以上の株主・出資者	○	×	29		
8	添付書類(6)略歴書	○	○	29		
9 (1)	「身分証明書」 ・ 本籍地の市区町村で発行 ・ 禁治産・準禁治産宣告、後見登記、破産宣告等の通知を受けていないことを証明 * 外国籍の方は「住民票抄本」	8、9(1)、9(2)が必要な方 ・ 代表者、役員 (取締役、監査役、 会計参与等) ・ 相談役、顧問 ・ 法定代理人 ・ 専任の宅建士 ・ 政令使用人		○	○	31
9 (2)	「登記されていないことの証明書」 ・ 法務局(支局・出張所不可)で発行 ・ 成年被後見人、被保佐人が登記されていないことを証明			○	○	31
10	代表者の「住民票抄本」	×	○	31		
11	添付書類(7) 資産に関する調書	×	○	32		
12	添付書類(8) 宅地建物取引業に従事する者の名簿	○	○	32		
13	法人の「履歴事項全部証明書」	○	×	34		
14	申請直前1年分の「納税証明書(その1 納税額等証明用)」 * 新設法人は不要	法人税	申告 所得税	34		
15	申請直前1年分の貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費の内訳含む) * 新設法人は「開始貸借対照表」を作成し添付	○	×	35		
16	添付書類(5) 事務所を使用する権原に関する書面	○	○	35		
17	事務所の写真(建物入口から事務所内まで分かるように)	○	○	37		
18	事務所の平面図(写真撮影地点を記載)	○	○	40		

手数料

埼玉県知事免許

新規・更新 33,000円をキャッシュレス決済又は電子納付

国土交通大臣免許

新規 登録免許税90,000円を納付し、領収書原本を第五面に貼付

* 納付先は「関東信越国税局浦和税務署」 郵便局で納付可

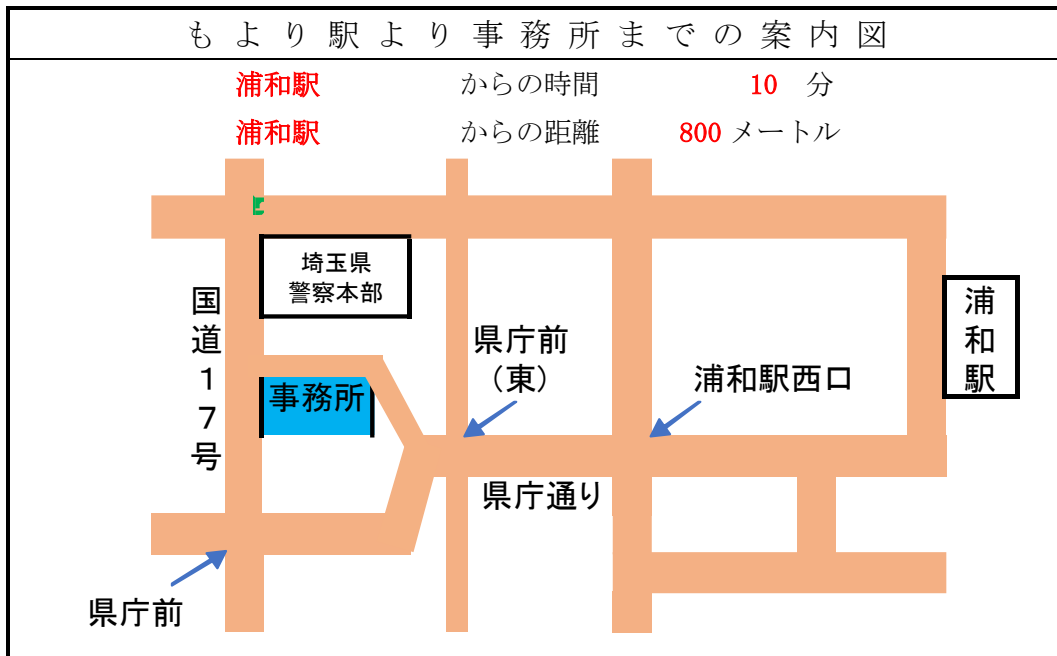
更新 収入印紙33,000円分を第五面に貼付

2 もより駅より事務所までの案内図

案内図は、手書きでも既存の地図を貼り付けても結構です。

交差点名、道路名、その他目印を記入するなど、駅・バス停・公共施設等から事務所への経路をわかりやすく示してください。

事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成してください。



3 免許申請書第一面～第五面（共通）

(1) 申請時の免許証番号

「埼玉県知事（5）第935662号の場合」

1 1 (5) 9 3 5 6 6 2

該当するコードを記入してください。（免許換えを除く新規申請では記入不要）

免許権者コード表		02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事
01	北海道知事	03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事
51	北海道知事(石狩)	04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事
52	北海道知事(渡島)	05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事
53	北海道知事(檜山)	06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事
54	北海道知事(後志)	07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事
55	北海道知事(空知)	08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事
56	北海道知事(上川)	09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事
57	北海道知事(留萌)	10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事
58	北海道知事(宗谷)	11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事
59	北海道知事(網走)	12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事
60	北海道知事(胆振)	13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事
61	北海道知事(日高)	14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事
62	北海道知事(十勝)	15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事
63	北海道知事(釧路)	16	富山県知事	32	島根県知事		
64	北海道知事(根室)	17	石川県知事	33	岡山県知事	00	国土交通大臣

(2) 「役名コード」

役名コード	0	1
-------	---	---

該当するコードを記入してください。

01	代表取締役(株式会社)	05	社員(持分会社)	09	その他	13	代表執行役(株式会社)
02	取締役(株式会社)	07	理事	11	相談役	14	執行役(株式会社)
03	監査役(株式会社)	08	監事	12	顧問	15	会計参与(株式会社)
04	代表社員(持分会社)						

個人の場合は記入しないでください。

農業協同組合法等に基づく代表理事は「01」を記入してください。

(3) 「登録番号」

「埼玉県知事登録第777777号の場合」

登録番号	1	1	—	7	7	7	7	7	7
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

宅建士の登録をしている方は、専任の宅建士でなくても必ず記入してください。

登録を受けている都道府県知事については、免許権者コード表(前ページ)を参照してください。

(4) 「生年月日」

「昭和22年2月22日の場合」

生年月日	S	—	2	2	年	0	2	月	2	2	日
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

最初の□には、元号のコード(T:大正、S:昭和、H:平成、R:令和)を記入してください。

(5) 氏名・生年月日欄等への記入

添付書類の履歴事項全部証明書や身分証明書を確認の上、正確に記入してください。
パソコンから印刷できない文字については、手書きしてください。

(6) 「市区町村コード」

埼玉県及び東京都の市区町村コードは次のとおりです。

それ以外の道府県の市区町村コードについては、総務省のホームページを参照（検索エンジンで「市区町村コード」と検索）してください。

市区町村コードは現在6桁ですが、様式が5桁表記の場合は上5桁を記入してください。

(例) さいたま市西区 11101

ア 埼玉県の市区町村コード一覧

さいたま市	西区	111015	本庄市	112119	久喜市	112321	入間郡	三芳町	113247
	北区	111023	東松山市	112127	北本市	112330		毛呂山町	113263
	大宮区	111031	春日部市	112143	八潮市	112348		越生町	113271
	見沼区	111040	狭山市	112151	富士見市	112356	比企郡	滑川町	113417
	中央区	111058	羽生市	112160	三郷市	112372		嵐山町	113425
	桜区	111066	鴻巣市	112178	蓮田市	112381		小川町	113433
	浦和区	111074	深谷市	112186	坂戸市	112399		川島町	113468
	南区	111082	上尾市	112194	幸手市	112402		吉見町	113476
	緑区	111091	草加市	112216	鶴ヶ島市	112411		鳩山町	113484
岩槻区	111104	越谷市	112224	日高市	112429	ときがわ町	113492		
川越市	112011	蕨市	112232	吉川市	112437	秩父郡	横瀬町	113611	
熊谷市	112020	戸田市	112241	ふじみ野市	112453		皆野町	113620	
川口市	112038	入間市	112259	白岡市	112461		長瀬町	113638	
行田市	112062	朝霞市	112275	北足立郡	伊奈町		113018	小鹿野町	113654
秩父市	112071	志木市	112283	大里郡	寄居町		114081	東秩父村	113697
所沢市	112089	和光市	112291	南埼玉郡	宮代町	114421	児玉郡	美里町	113816
飯能市	112097	新座市	112305	北葛飾郡	杉戸町	114642		神川町	113832
加須市	112101	桶川市	112313		松伏町	114651		上里町	113859

イ 東京都の市区町村コード一覧

						稲城市	132250	
千代田区	131016	北区	131172	昭島市	132071	羽村市	132276	
中央区	131024	荒川区	131181	調布市	132080	あきる野市	132284	
港区	131032	板橋区	131199	町田市	132098	西東京市	132292	
新宿区	131041	練馬区	131202	小金井市	132101	西多摩郡	瑞穂町	133035
文京区	131059	足立区	131211	小平市	132110		日の出町	133051
台東区	131067	葛飾区	131229	日野市	132128		檜原村	133078
墨田区	131075	江戸川区	131237	東村山市	132136		奥多摩町	133086
江東区	131083	八王子市	132012	国分寺市	132144	大島町	133612	
品川区	131091	立川市	132021	国立市	132152	利島村	133621	
目黒区	131105	武蔵野市	132039	福生市	132187	新島村	133639	
大田区	131113	八王子市	132012	狛江市	132195	神津島村	133647	
世田谷区	131121	立川市	132021	東大和市	132209	三宅村	133817	
渋谷区	131130	武蔵野市	132039	清瀬市	132217	御蔵島村	133825	
中野区	131148	三鷹市	132047	東久留米市	132225	八丈町	134015	
杉並区	131156	青梅市	132055	武蔵村山市	132233	青ヶ島村	134023	
豊島区	131164	府中市	132063	多摩市	132241	小笠原村	134210	

● 免許申請書第一面

(1) 「申請者」

法人の申請は履歴事項全部証明書の記載どおりに記入してください。

(2) 「免許の種類」

該当する番号を記入してください。

(3) 「免許換え後の免許権者コード」

「免許の種類」の欄において「2」を記入した場合のみ記入してください。

免許権者コードは、埼玉県は「11」、国土交通大臣は「00」です。

その他は、免許権者コード表（p.17）を参照してください。

(4) 「(有効期間： 年 月 日～ 年 月 日)」

免許換えを除く新規申請では記入が不要です。

申請日現在の免許の有効期間を記入してください。

(5) 「商号又は名称」

上段から左詰めで記入してください。

(6) 「代表者又は個人に関する事項」

代表取締役が複数存在するときには、申請者である代表者について第一面に記入し、その他の方については第二面の「役員に関する事項」の欄に記入してください。その場合、第二面であっても、代表取締役の役名コードは「01」を記入してください。

(7) 「兼業コード」

該当するコードとその業種を記入してください。

01 農業	06 製造業	11 不動産賃貸業
02 林業	07 電気・ガス・熱供給・水道業	12 不動産管理業
03 漁業	08 運輸・通信業	13 サービス業
04 鉱業	09 卸売・小売業、飲食店	14 その他
05 建設業	10 金融・保険業	50 兼業なし

(8) 「資本金」

履歴事項全部証明書の資本金の額欄を参照して記入してください。

(9) 「所属団体コード」

該当するコードと協会名を記入してください。

なお、免許換えを除く新規申請で、所属している団体が無ければ、記入不要です。

- 01 (一社)マンション管理業協会
- 04 (公社)全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会
- 05 (公社)全日本不動産協会
- 09 (一社)日本ビルディング協会連合会の会員である各協会
- 10 (一社)不動産協会
- 11 (一社)不動産流通経営協会
- 12 その他
- 13 (一社)全国住宅産業協会又はその会員である各協会

免 許 申 請 書

(第一面)

宅地建物取引業法第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の免許を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 2年 9月 1日

埼玉県知事

商号又は名称 **株式会社埼玉不動産**
 郵便番号 **〒330-9301**
 主たる事務所の所在地 **埼玉県浦和区高砂3-15-1**
 氏名 **代表取締役 山田 二郎**
 (法人にあつては、代表者の氏名)
 電話番号 **048-830-5492**
 ファクシミリ番号 **048-830-4887**

受付番号 受付年月日 申請時の免許証番号 **1 1 (5) 9 3 5 6 6 2**
 (有効期間: **平成28年9月1日 ~ 令和3年8月31日**)

免許の種類	1. 新規 3	免許換え後の免許権者コード	→ <input type="text"/>	* 免許証番号	国土交通大臣 () 第 号
	2. 免許換え新規			* 免許年月日	年 月 日
	3. 更新			* 有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

項番	◎ 商号又は名称	法人・個人の別
1 1	フリガナ カフ シキカ イシヤサイタマフト ウサン	1 1. 法人
	商号又は名称 株式会社埼玉不動産	2. 個人
		確認欄 <input type="checkbox"/>

1 2	◎ 代表者又は個人に関する事項	
	役名コード 0 1 登録番号 1 1 - 0 0 0 0 0 1	
	フリガナ ヤマタ シ ロウ	
	氏名 山田 二郎	
	生年月日 S - 2 2 年 0 2 月 0 1 日	確認欄 <input type="checkbox"/>

1 3	◎ 宅地建物取引業以外に行っている事業がある場合にはその種類	◎ 所属している不動産業関係業界団体がある場合にはその所属	
	業業コード 0 5 建設業 1 1 不動産賃貸業	所属団体コード 1 0 (一社)不動産協会 (加入: 平成14年1月1日)	
		(加入: 年 月 日)	
		(加入: 年 月 日)	
		(加入: 年 月 日)	
		(加入: 年 月 日)	確認欄 <input type="checkbox"/>
	◎ 資本金 (千円)		
	3 0 0 0		

● 免許申請書第二面

第二面は、申請者が法人の場合のみ記入してください。

「役員に関する事項」の欄への記入については、履歴事項全部証明書の役員欄と照合してください。ただし、第一面で代表者として記入した方については、記入しないでください。

第二面に記入しきれない場合は第二面をコピーし、追加添付してください。

(第二面)

1 2 0

受付番号 *

申請時の免許証番号 1 1 (5) 9 3 5 6 6 2

項番 ◎ 役員に関する事項 (法人の場合)

2 1	役名コード	0 2	登録番号	-		-			
	フリガナ	ヤマタ ^ゝ コウタロウ							
	氏名	山田 浩太郎							
	生年月日	S	-	1 1	年	0 1	月	1 1	日

確認欄
*

2 1	役名コード	0 2	登録番号	-		-			
	フリガナ	ヤマモト シ ^ゝ ロウ							
	氏名	山本 次郎							
	生年月日	S	-	5 5	年	1 0	月	0 5	日

確認欄
*

2 1	役名コード	0 3	登録番号	-		-			
	フリガナ	コハ ^ゝ ヤシ サフ ^ゝ ロウ							
	氏名	小林 三郎							
	生年月日	S	-	5 8	年	0 3	月	1 8	日

確認欄
*

● 免許申請書第三面

事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成してください。

(1) 「事務所の別」

該当する番号を記入してください。

(2) 「事務所の名称」

主たる事務所については「本店」と記入してください。

従たる事務所については、申請者が名称を定められます。ただし、支店登記していない事務所について「〇〇支店」という名称を用いることはできません。

(3) 「所在地市区町村コード」

市区町村コード表 (p. 19) を参照してください。

(4) 「所在地」

町名以下を「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ— (ハイフン) で区切って記入してください。

なお、原則「履歴事項全部証明書」の記載どおり記入していただきますが、マンション名や部屋番号等を追記しなければ郵便物が到達しないなどの場合、追記してください。

(5) 電話番号

他の法人との電話番号の共用はできません。

(6) 「従事する者の数」

「添付書類(8) 宅建業に従事する者の名簿」(p. 32～) の人数と一致させてください。

(7) 「政令で定める使用人に関する事項」

代表者が常勤できない本店、及び本店以外の事務所の場合には記入してください。

(8) 「専任の宅地建物取引士に関する事項」

専任の宅建士は、事務所ごとに従事者5人に対して1人以上の割合で設置が必要です。

● 免許申請書第四面

専任の宅建士について、免許申請書第三面に記入しきれない場合に記入してください。
 なお、第四面に記入しきれない場合は第四面をコピーし、追加添付してください。
 また、事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成してください。

(第四面)

1 4 0

受付番号 * 1 1 (5) 9 3 5 6 6 2 申請時の免許証番号

3 0	事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	*	事務所コード	
	事務所の名称	本店				

◎ 専任の宅地建物取引士に関する事項 (続き)

4 1	登録番号	-		-	
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	-	年	月	日

確認欄

*

● 免許申請書第五面

(1) 埼玉県知事免許(新規・更新)

建築安全課窓口で、クレジットカード(Visa、Mastercard)、電子マネー(nanaco、WAON、楽天Edy)又はコード決済(PayPay、au PAY、楽天ペイ、d払い)により33,000円納付してください。

(2) 国土交通大臣免許(新規)

*** 埼玉県庁での受付は令和6年5月24日までの予定です。**

登録免許税90,000円を納付し、領収書原本を用意してください。
 納付先は、「関東信越国税局浦和税務署宛」です。
 郵便局等で納付できます。

(3) 国土交通大臣免許(更新)

*** 埼玉県庁での受付は令和6年5月24日までの予定です。**

33,000円分の収入印紙を用意してください。
 県庁第二庁舎地下コンビニエンスストアで購入できます。

(第五面)

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄

(消印してはならない)

申請審査手数料は、申請を取り下げる場合や免許拒否を受ける場合においても返還されません。

4 添付書類(1)第一面、第二面 宅地建物取引業経歴書

(1) 事業の沿革「最初の免許」

免許権者に関わらず、業者が最初に宅建業免許を取得した日付と免許証番号を記入してください。

一度も免許を取得したことがない業者の新規申請の場合には、「新規」と記入してください。日付は記入しないでください。

(2) 事業の沿革「組織変更」

合併又は商号若しくは名称変更の履歴がある場合は、記入してください。

過去に免許を取得していた場合は、その免許が失効した年月日、「期間満了」又は「廃業」などの事由、免許証番号を記入してください。

免許換えの履歴がある場合は、免許換え許可年月日と免許証番号を記入してください。

(3) 事業の実績

一度も免許を取得したことがない業者の新規申請の場合には、記入しないでください。

(4) 事業の実績「期間」

[法人] 事業年度による直前5か年分を記入してください。なお、決算期を変更したことで5期が5か年に満たない場合は、書式をコピーして追加添付し、6期分を記入してください。

[個人] 暦年（1月1日～12月31日）に併せ直前5か年分を記入してください。

添付する納税証明書の期間を直前1年目としてください。

初めての更新の場合、初年度の期間は「免許の有効期間開始日～直後の決算日」です。

(5) 事業の実績「代理又は媒介の実績」、「売買・交換の実績」

「売買・交換」欄について、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入してください。

マンションについて、「売買・交換」は「宅地及び建物」欄に、貸借は「建物」欄に計上してください。

実績がない場合は、右上の余白部分に「実績なし」と記入してください。

事務所備え付けの取引台帳や、損益計算書と照合し、大幅な差異が生じていないか確認してください。直前1年分の実績については、損益計算書と比較し、状況をお尋ねすることがあります。

税込み、税抜きについては決算書に合わせる形で記入してください。

添 付 書 類 （ 1 ）

（第一面）

宅地建物取引業経歴書

1. 事業の沿革

最初の免許	組 織 変 更					年 月 日	年 月 日
平成22年11月15日	平成23年4月1日	平成23年7月1日	平成24年8月1日	平成25年9月1日	年 月 日	年 月 日	
東京都知事 第99999号	商号変更 (株)埼玉商会より	廃業	東京都知事 第111111号	埼玉県知事 第55555号			

2. 事業の実績

イ. 代理又は媒介の実績

期 間	平成27年7月1日から 平成28年6月30日 までの1年間		平成28年7月1日から 平成29年6月30日 までの1年間		平成29年7月1日から 平成30年6月30日 までの1年間		平成30年7月1日から 令和元年6月30日 までの1年間		令和元年7月1日から 令和2年6月30日 までの1年間	
	種 類	内 容	種 類	内 容	種 類	内 容	種 類	内 容	種 類	内 容
	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借
宅 地	件 数		5							
	価 額 (千円)		250,000							
	手数料 (千円)		7,560							
建 物	件 数	5		40		60				
	価 額 (千円)									
	手数料 (千円)		500		5,000		7,000			
建 宅 地 及 物 び	件 数	5		30		20				
	価 額 (千円)	60,000		1,080,000		700,000				
	手数料 (千円)	1,860		32,460		21,060				
合 計	件 数	5	5	35	40	20	60			
	価 額 (千円)	60,000		1,330,000		700,000				
	手数料 (千円)	1,860	500	40,020	5,000	21,060	7,000			

(第二面)

ロ. 売買・交換の実績

種類		期間	平成27年7月1日から 平成28年6月30日 までの1年間	平成28年7月1日から 平成29年6月30日 までの1年間	平成29年7月1日から 平成30年6月30日 までの1年間	平成30年7月1日から 令和元年6月30日 までの1年間	令和元年7月1日から 令和2年6月30日 までの1年間
売	宅地	件数					
		価額 (千円)					
	建物	件数					
		価額 (千円)					
	建宅地 及び 物び	件数		7	5		
		価額 (千円)		850,000	250,000		
合計	件数		7	5			
	価額 (千円)		850,000	250,000			
購入	宅地	件数	5				
		価額 (千円)	200,000				
	建物	件数		2			
		価額 (千円)		100,000			
	建宅地 及び 物び	件数		1			
		価額 (千円)		90,500			
合計	件数	5	3				
	価額 (千円)	200,000	190,500				
交換	宅地	件数					
		価額 (千円)					
	建物	件数					
		価額 (千円)					
	建宅地 及び 物び	件数					
		価額 (千円)					
合計	件数						
	価額 (千円)						

備考

- 1 新規に免許を申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
- 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号若しくは名称の変更について記入すること。
- 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
- 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。

5 添付書類(2)誓約書

(1)「商号又は名称」「氏名」

免許申請書第一面の「申請者」欄と同じ内容を記名してください。

(2)「法定代理人」

申請者が未成年の場合のみ、記名してください。

申請の委任のみを受けている者は法定代理人ではないので、記名しないでください。

6 添付書類(3)専任の宅地建物取引士設置証明書

(1)「商号又は名称」「氏名」

免許申請書第一面の「申請者」の欄と同じ内容で、記名してください。

(2)「事務所の名称」

免許申請書第三面の「事務所の名称」と一致させてください。

事務所が複数ある場合は、段を分けて記入してください。

(3)「宅地建物取引業に従事する者の数」

「添付書類(8)宅建業に従事する者の名簿」(p.32～)の人数と一致させてください。

7 添付書類(4)第一面、第二面 相談役顧問・5%以上の株主(出資者)

個人の申請の場合には添付が不要です。

記入方法は、「免許申請書第一面～第五面(共通)」(p.17～)を参照してください。

(1) 第一面(相談役・顧問)

「役名コード」欄について、相談役は1 1、顧問は1 2を記入してください。

該当者がいない場合は、右上の余白部分に「該当なし」と記入してください。

(2) 第二面(5%以上の株主出資者)

5%以上の株主出資者について記入してください。

株主が法人の場合、生年月日欄は記入しないでください。

8 添付書類(6)略歴書

代表者、役員(取締役・監査役・会計参与等)、相談役・顧問、法定代理人、政令使用人、専任の宅建士について必要です。

「免許申請書第一面～第四面」「添付書類(4)第一面相談役顧問」と照合し、全員分を作成してください。

(1)「電話番号」

当該個人住所の携帯電話番号または固定電話番号を記入してください。

(2)「登録番号」

宅建士の資格を有する方は、専任の宅建士でない場合も記入してください。

(3)「職歴」

宅建業以外の業種に従事したものも含め、学校卒業後から現在まで全ての職歴を記入してください。併せて、各職歴について常勤・非常勤のいずれかを記入してください。

(4)「氏名」

氏名は、手書きでなくても構いません。

添付書類 (6)

略 歴 書

- ① 代表者
 2 役員
 3 法人の相談役又は顧問
 4 政令で定める使用人
 ⑤ 専任の宅地建物取引士
 (役職名について該当する数字に○印をすること)

住 所	埼玉県川越市新宿町1-17-17 電話番号 (049) 242-1801		
(フリガナ) 氏 名	ヤマダ ジョウ 山田 二郎	生年月日	昭和 22 年 2 月 1 日
職 名	代表取締役、専任の宅地建物取引士	登録番号	(埼玉) 第000001号
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内 容	
	自 昭和 44 年 4 月 1 日 至 平成 14 年 9 月 30 日	埼玉運輸(株)	
	自 平成 14 年 10 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日	埼玉不動産(株) 川越支店	
	自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日	埼玉不動産(株) 大宮支店	
	自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 8 月 31 日	埼玉不動産(株) 取締役	
	自 平成 28 年 9 月 1 日 至 年 月 日	埼玉不動産(株) 代表取締役(常勤)	
	自 平成 29 年 4 月 1 日 至 年 月 日	(株)埼玉物流 取締役(非常勤)	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		

上記のとおり相違ありません。

令和 2 年 7 月 1 日

氏 名 山田 二郎

9 (1)本籍地の「身分証明書」、(2)「登記されていないことの証明書」

「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」のいずれも代表者、役員（取締役・監査役・会計参与等）、相談役・顧問、法定代理人、政令使用人及び専任の宅建士について必要です。

「免許申請書第一面～第四面」「添付書類（4）第一面 相談役顧問」と照合し、全員分を添付してください。

(1) 本籍地の「身分証明書」

「身分証明書」とは、①禁治産又は準禁治産の宣告通知、②後見登記の通知、③破産宣告の通知を受けていないことを証明するもので、交付請求先は本籍地の市区町村役場の戸籍担当課です。

外国籍の方については「身分証明書」が発行されませんので、代わりに「住民票抄本」（国籍等の記載があり、マイナンバーの記載がないもの）を提出してください。

(2) 「登記されていないことの証明書」

「登記されていないことの証明書」とは、後見登記等ファイルに「成年被後見人、被保佐人とする記録がないこと」を証明するもので、交付請求先は下記ア、イの法務局（支局・出張所不可）です。住所地、本籍地による交付請求先の制約はありません。

交付申請書には、住所・本籍のいずれか、または両方を記入してください。

ア 東京法務局

郵送または窓口で交付請求ができます。

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2法務合同庁舎

電話 03-5213-1360

イ 全国の法務局・地方法務局本局の戸籍課 *支局・出張所不可

窓口で交付請求ができます。

さいたま地方法務局(本局)

埼玉県さいたま市中央区下落合5-12-1（さいたま第2法務総合庁舎）

電話 048-851-1000

(3) 成年被後見人又は被保佐人に該当する場合

「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書並びに市町村の長の証明書」が用意できない場合には「契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」を提出してください。

10 代表者の「住民票抄本」

法人の申請の場合には不要です。

マイナンバーの記載がないものを添付してください。

11 添付書類(7)資産に関する調書

法人の申請の場合には不要です。

「価格」欄は、時価または購入価額を記入してください。

「摘要」欄は、記入が不要です。

12 添付書類(8)宅地建物取引業に従事する者の名簿

事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成してください。

(1)「業務に従事する者」

ア 業者が宅建業のみを営む場合

代表者、役員（非常勤の役員を除く。）及びすべての従業員が含まれ、受付、秘書、運転手等の業務に従事する者も対象となります。

ただし、宅地建物の取引に直接的な関係が乏しい臨時的に従事する者は該当しません。

また、監査役、農業協同組合における監事は該当しません。

イ 業者が他の業種を兼業している場合

代表者、宅建業を担当する役員（非常勤の役員及び主として他の業種も担当し宅建業の業務の比重が小さい役員を除く。）及び宅建業の業務に従事する者が含まれます。

また、業者が宅建業を主として営む場合にあっては、全体を統括する一般管理部門の職員も該当します。

なお、監査役、農業協同組合における監事は該当しません。

(2)「従業者証明書番号」

ア 番号の振り方

第1・2桁には、当該従業者が雇用された年（当初免許時点で従業者である場合は、当初免許の年）について、西暦年の下2桁を記載します。

第3・4桁には、当該従業者が雇用された月（当初免許時点で従業者である場合は、当初免許の月）を記載します。

第5桁以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載します。

（例）「20 08 09」 2020年8月に雇用された通算9人目の宅建業従業者

イ 添付書類への記入方法

（ア）新規申請

第5桁以下のみ記入してください。

（例）「_ _ _ 01」

免許通知を受け取りましたら、第1～4桁に当初免許年月を書き加えてください。

（例）「210201」 2021年2月に免許を受けた通算1人目の宅建業従事者

（イ）更新申請・免許換え新規申請

業者が管理している「従業者名簿」から、上記の振り方がされていることを確認したうえで、転記してください。

(3) 「主たる職務内容」

代表取締役、取締役、政令使用人、専任の宅建士、営業、総務、経理、営業事務等を記入してください。

(4) 「宅地建物取引士であるか否かの別」

専任の宅建士の場合は、○印を記入し、その横に登録番号を記入してください。

専任の宅建士ではないが宅建士の資格を有する場合は、登録番号のみを記入してください。なお、「宅建士の資格を有する場合」とは、宅建士証の交付を受けている場合のことです。宅建士の登録が済んでいても有効期間内の宅建士証を所持していない場合は、登録番号を記載しないでください。

添 付 書 類 (8)

(A4)

1 | 7 | 0

宅地建物取引業に従事する者の名簿

受付番号 申請時の免許証番号 1 | 1 (5) 9 | 3 | 5 | 6 | 6 | 2

事務所コード

事務所の名称 本店

従事する者 7 名 うち専任の宅地建物取引士 2 名

項番	業 務 に 従 事 す る 者									
	氏 名	生 年 月 日	性 別	従 業 者 証 明 書 番 号	主 たる 職 務 内 容	宅 地 建 物 取 引 士 で ある か 否 かの 別				
61										
1	山田 二郎	S 2 2 0 2 0 1	1. 男	161001	代表取締役	[]				
2	山田 浩太郎	S 1 1 0 1 1 1	1. 男	161002	取締役	[]				
3	山本 次郎	S 5 5 1 0 0 5	1. 男	180404	取締役	[]				
4	田中 太郎	S 3 3 0 3 0 3	1. 男	180806	政令	○ [(特玉) 567890]				
5	井上 花子	H 0 2 0 8 0 8	2. 女	200907	専任	○ [(専任) 002034]				
6	鈴木 一郎	S 4 8 0 2 2 3	1. 男	200908	営業	[(特業) 987654]				
7	斉藤 良太	H 0 1 0 1 1 0	1. 男	200910	総務	[]				
8			1. 男 2. 女			[]				
9			1. 男 2. 女			[]				
10			1. 男 2. 女			[]				

13 法人の「履歴事項全部証明書」

個人の申請の場合は不要です。

目的の欄に宅地建物取引業に関する旨の記載が必要です。

更新申請時に変更届出書を同時提出する際、履歴事項全部証明書から変更年月日が確認できない場合は、併せて閉鎖事項全部証明書を添付してください。

農業協同組合など役員の登記を必要としない法人の場合は、履歴事項全部証明書と併せて、役員の一覧が確認できる総会議事録の写し等を添付してください。

「登記情報提供サービス」を印刷出力したものを履歴事項全部証明書に代えることはできません。

14 申請直前1年分の「納税証明書(その1 納税額等証明用)」

(1) 法人 … 法人税

申請時点で最初の事業年度の申告期限が到来していない法人は不要です。それ以外の法人は必ず添付してください。

交付請求先は、本店所在地を所管する税務署（確定申告先の税務署）です。県税事務所ではありません。

(直前1年分について)

「直前1年分」は、免許申請書の提出日を基準に数えます。ただし、免許申請書の提出日が事業年度終了後で申告期限到来前の場合、前年事業年度を直前1年分と見なすこともできます。

(4月末日を事業年度終了日とする会社の例)

提出日	直前1年分
令和6年7月15日	令和5年5月1日から令和6年4月30日まで
令和6年6月15日	以下いずれの場合も、直前1年分と見なされます。 令和4年5月1日から令和5年4月30日まで 令和5年5月1日から令和6年4月30日まで

(2) 個人事業主 … 申告所得税

交付請求先は、住所地を所管する税務署（確定申告先の税務署）です。

確定申告をしていない場合も、申告額「無」という証明が発行されますので、住所地を所管する税務署に交付請求してください。

(直前1年分について)

「直前1年分」は、免許申請書の提出日を基準に数えます。ただし、免許申請書の提出日が申告期限(3月15日)到来前の場合、前年を直前1年分と見なすこともできます。

(個人事業主の例)

提出日	直前1年分
令和6年4月1日	令和5年分
令和6年3月1日	令和4年分 又は 令和5年分

15 申請直前1年分の貸借対照表・損益計算書(販売費及び一般管理費内訳含む)

個人の申請の場合には添付が不要です。

損益計算書中に、減価償却費や租税公課など「販売費及び一般管理費」に相当する費用項目が記載されていない場合は、損益計算書の別紙として「販売費及び一般管理費内訳」が作成されていますので、確認して添付してください。

申請時点で、最初の事業年度の申告期限が到来していない法人の場合は、貸借対照表・損益計算書の代わりに、「法人設立時の開始貸借対照表」を添付してください。

(令和6年4月1日に設立された、資本金100万円の法人の場合)

開始貸借対照表

令和6年4月1日現在

資産		負債・純資産	
科目	金額	科目	金額
現金	100万円	資本金	100万円
合計	100万円	合計	100万円

* 日付と金額は履歴事項全部証明書から確認できます。

16 添付書類(5)事務所を使用する権原に関する書面

「事務所名」「所在地」の欄は、免許申請書第三面(p.23～)と一致させてください。

事務所建物の所有状況により記入内容が異なりますので、以下を参照してください。

申請者が法人で、事務所建物の所有者が法人代表者個人である場合は、「自己所有」ではなく、「賃貸借または使用貸借」となりますので、注意してください。

事務所が複数ある場合は、段を分けて記入してください。

* 事務所として使用する権限を確認するため、別途その事実を証する書面(建物登記簿本、賃貸契約書等)の写しの提出を求める場合があります。

特に、レンタルオフィスについては契約書及び独占的な仕様が可能であることなどを証する書面が必要です。

(1) 自己所有の場合

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名) 本店 (所在地) 埼玉県さいたま市浦和区 高砂 3-15-1	株式会社 埼玉不動産					

(2) 賃貸借又は使用貸借の場合(申請者が事務所の所有者から直接借りる場合)

「契約相手」の欄は、申請者が賃貸借又は使用貸借契約を結ぶ相手を記入してください。

ア 賃貸借

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名) 川越支店 (所在地) 埼玉県川越市新宿町 1-17-17	有限会社 川越商事	有限会社 川越商事	R5. 6. 1	R5. 6. 7 ～ R8. 6. 6	賃貸借	事務所

イ 使用貸借(契約期間の定めなし)

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名) 川口営業所 (所在地) 埼玉県川口市西青木 2-13-1	鈴木 一郎	鈴木一郎	R5. 6. 1	定めなし	使用貸借	事務所

(3) 転貸借の場合(申請者が、事務所所有者以外から借りる場合)

「契約相手」の欄は、申請者が賃貸借又は使用貸借契約を結ぶ相手を記入してください。

「契約日」「契約期間」の欄は、申請者と契約相手との契約内容を記入してください。

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名) 所沢営業所 (所在地) 埼玉県所沢市並木 1-8-1	所沢物流 株式会社	有限会社 川越商事	R5. 6. 1	R5. 6. 7 ～ R6. 6. 6	転貸借	事務所

17 事務所の写真

鮮明に印刷されたカラー写真で、3か月以内に撮影したものを添付してください。

写真の紙質は問いません。カラープリンタの印刷物も使用できます。

事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成してください。

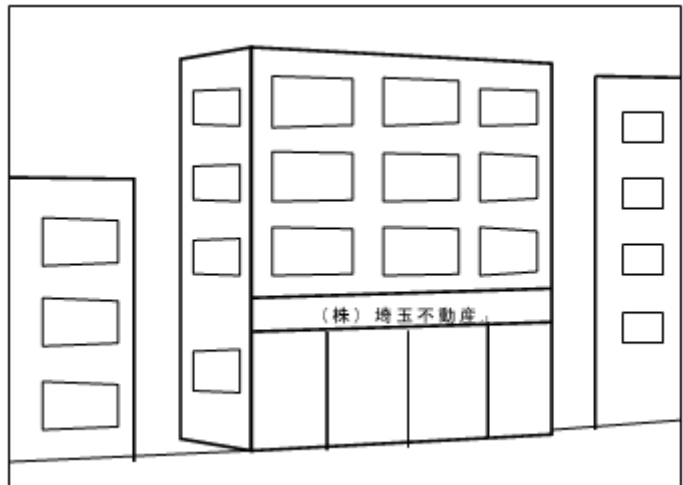
提出された申請書添付写真だけで免許要件を満たすかが確認できない場合、追加撮影を求める場合があります。

(1) 建物全体

事務所使用部分だけでなく、建物全体を撮影してください。

上下端から左右端まで切れのないように撮影してください。

1枚に収まらない場合は、複数枚に分けて撮影してください。



(2) 事務所入口付近

事務所の入口に商号又は名称を掲示して撮影してください。

法人業者は、株式会社・有限会社等を含めた商業登記簿に登録された商号を掲示してください。ただし、(株)・(有)等の略称は認められます。

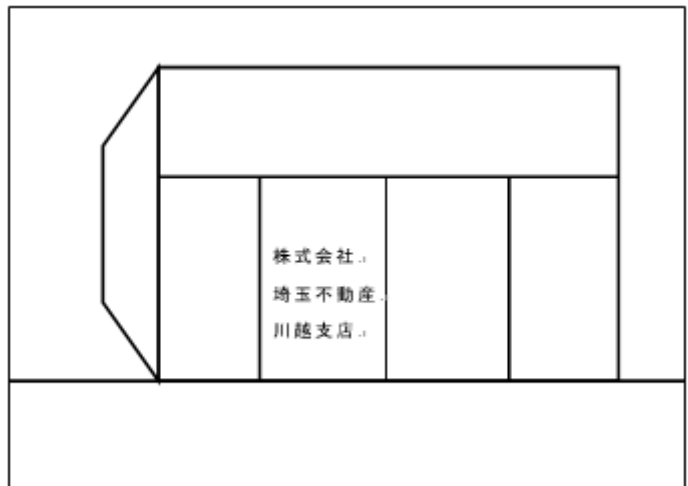
個人業者は、免許申請書第一面の「商号又は名称」に記入した名称を掲示してください。

従たる事務所の場合、商号又は名称に加え、申請した事務所名の表示が必要です。

次ページのイ又はウに当たる場合、事務所の独立性 (p. 5~6 参照) を確認しますので、建物入口から事務所入口までの経路について、写真を複数枚撮影し添付してください。

ア 建物の入口と事務所の入口が共通である場合

建物の入口に、商号又は名称（及び従たる事務所名）を掲示して撮影してください。

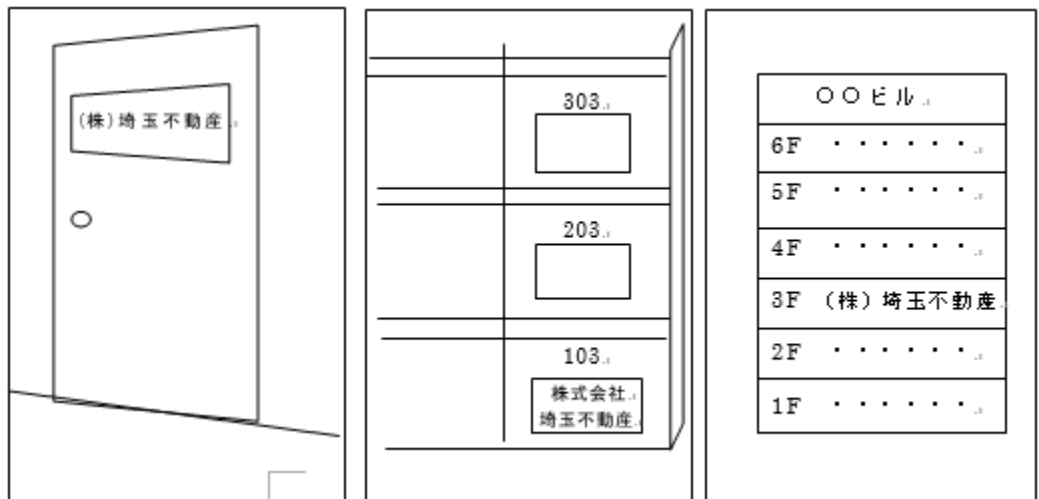


イ 事務所がビル内等に所在する場合

テナントの入口に商号又は名称（及び従たる事務所名）を掲示して撮影してください。

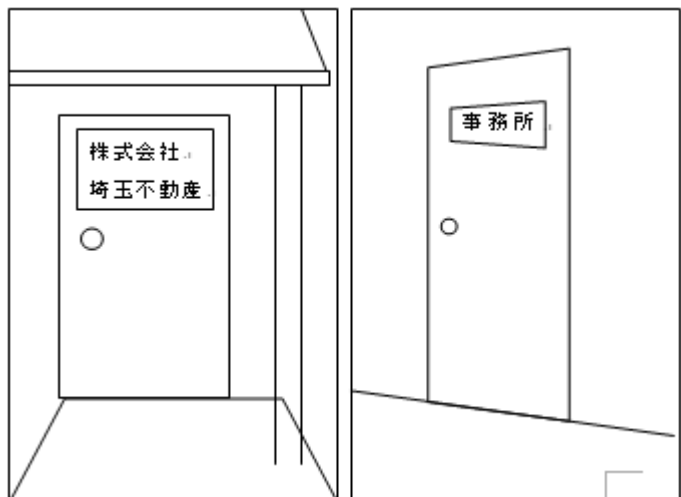
また、集合ポスト又はテナント表示部分を撮影してください。

建物入口から事務所までたどれるよう、通路、階段、エレベータ等を撮影してください。



ウ 自宅の1室を事務所とする場合

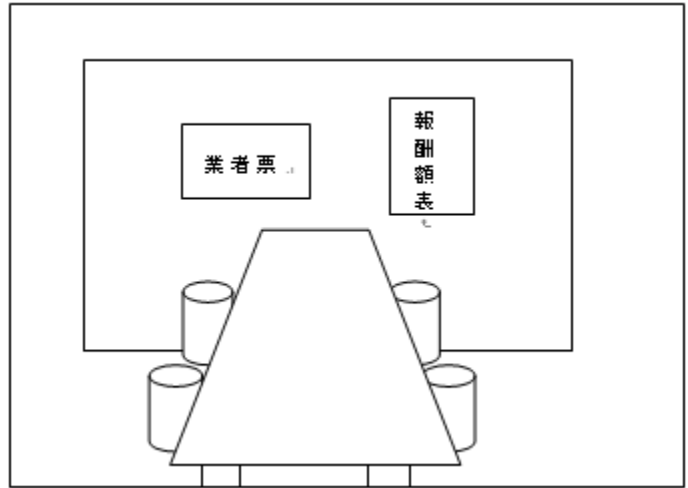
- 自宅の入口に商号又は名称（及び従たる事務所名）を掲示し、事務室の入り口に「事務所」と掲示して各々撮影してください。



(3) 業者標識等の部分

免許換えを除く新規申請では、添付不要です。

業者票と報酬額表が、応接場所などの来客に分かりやすい場所に掲示してあることが分かるよう撮影してください。



ア 業者票の拡大写真

正しい内容が記載されていることを確認しますので、文字が読めるように撮影してください。

変更届出と更新申請を同時提出する場合は、変更後の内容が記載された業者票を撮影してください。

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号 知事
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
商号又は名称	
代表者氏名	
この事務所に置かれている専任の宅地建物取引士の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

イ 報酬額表の拡大写真

改正後の最新書式を掲示しているか確認しますので、最終校正日等を読み取ることができるよう撮影してください。

二百万円以下の金額 二百万円を超え四百万円以下の金額 四百万円を超える金額	百分の 百分の	<p>第一 定義 この告示において、「消費税等相当額」とは消費税法（昭和六十二年法律第百九号）に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を算出するに当たっての消費税額に相当する金額をいう。</p> <p>第二 売買又は交換の媒介に関する報酬の額 宅地建物取引業者（課税事業者）（消費税法第五條第一項の規定により消費税を納める義務が免除される場合をい）同法第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される場合を含む。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に關して依頼者から受けることのできる報酬の額（以下同じ。）は、依頼者の一方につき、それぞれ、当該売買又は交換に係る消費税等相当額を含まないものとする。又は当該交換に係る宅地又は建物の金額に同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。</p>
---	------------	---

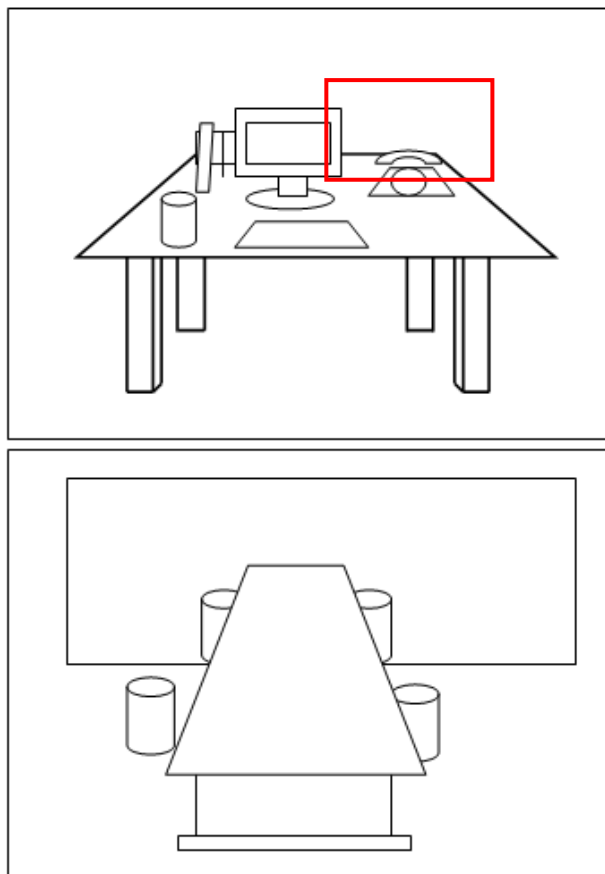
(4) 事務所内部（事務機・応接場所・電話等）

事務所内部について、複数の方向から撮影し、壁面・出入口も含め部屋全体が写るようにしてください。

事務所には事務機・応接場所・固定電話の三点を設置して、撮影してください。

事務機と応接場所については、テーブルと椅子を共用しても構いません。

固定電話は、親機子機を問いませんが、事務所内部に設置されていることが必要です。



18 事務所の平面図

事務所が複数ある場合は、事務所ごとに作成してください。

事務所がビル内等に所在する場合、又は自宅の1室を事務所とする場合には、1階及び事務所を設置する階について、フロア全体の平面図を用意し、建物入口から事務所までの行き方を示してください。

机、椅子、コピー機、電話など、事務所備え付けの家具類についても記載してください。



IV 電子申請について

電子申請① フローチャート

「電子申請・届出サービス」から、ワード等で作成した申請書類を添付して提出することができます。
* 埼玉県知事免許(新規・更新)申請用のサービスです。国土交通大臣免許の申請には利用できません。

申請書類の作成

「電子申請: 宅建業免許申請に必要な書類」を参照してください。
書類を作成し、ワード・エクセル・PDF等の形式で、データファイルを保存してください。
公的証明書類は、原本と写しを用意してください。

利用者登録

埼玉県宅地建物取引業のページから、「電子申請・届出サービス」のページへ進んでください。
「利用者登録」ページから「利用者区分(個人・法人)」「メールアドレス」を入力して登録してください。
URLを記載したメールが送られるので、利用者登録用のページにアクセスしてください。
* 代理人が登録する場合も、「利用者区分」は「代理人」ではなく「個人又は法人」としてください。

手続き申込

利用者登録したID(メールアドレス)パスワードを入力してログインしてください。
「手続き申込」ページから必要な情報を入力し、作成した申請書類データファイルを添付してください。
手続き申込が完了すると、「整理番号」と「パスワード」が表示されるので控えてください。

電子申請・届出サービスの操作に関する問い合わせ先
コールセンター 電話:0120-464-119(平日9時~17時)

必要書類の送付

公的証明書類(原本1部)を送付してください。
* 代理人が申請する場合は委任状を同封してください。

* 送付する前にコピーを保管してください。
申請書類一式と、電子申請受理通知メールが、免許申請を適正に行った証拠となります。

県庁に必要書類が到達すると、県庁から「受理通知」メールが送信されます。
不備不足がある場合は、電話・メール等にて補正の指示があります。

送付先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県建築安全課宅建業免許担当
「(電子申請)宅建業免許申請別送書類在中」

手数料の納付

納付依頼メール受領後に、ペイジーで電子納付してください。
* 電子納付は、金融機関に設置されたATMかインターネットバンキングで支払うことができます。
ただし、領収書が発行されませんので御注意ください。

免許通知受領

必要書類の到達から35日程度で、事務所の本店にハガキが送付されます。

電子申請② 必要な書類一覧

[白地] 手続申込ページにデータファイルを添付してください。

[色付] 手続申込完了後に郵送してください(公的証明書類など)

		法人	個人	
1	表紙	○	○	
2	もより駅より事務所までの案内図	○	○	
3	免許申請書(第一面～第五面)	○	○	
4	添付書類(1)(第一面、第二面) 宅地建物取引業経歴書	○	○	
5	添付書類(2) 誓約書	○	○	
6	添付書類(3) 専任の宅地建物取引士設置証明書	○	○	
7	添付書類(4)(第一面)相談役顧問 (第二面)5%以上の株主・出資者	○	×	
8	添付書類(6)略歴書	○	○	
9 (1)	「身分証明書」 ・ 本籍地の市区町村で発行 ・ 禁治産・準禁治産宣告、後見登記、破産宣告等の通知を受けていないことを証明 * 外国籍の方は「住民票抄本」	8、9(1)、9(2)が必要な方 ・ 代表者、役員 (取締役、監査役、 会計参与等) ・ 相談役、顧問 ・ 法定代理人 ・ 専任の宅建士 ・ 政令使用人	○	○
9 (2)	「登記されていないことの証明書」 ・ 法務局(支局・出張所不可)で発行 ・ 成年被後見人、被保佐人が登記されていないことを証明		○	○
10	代表者の「住民票抄本」	×	○	
11	添付書類(7) 資産に関する調書	×	○	
12	添付書類(8) 宅地建物取引業に従事する者の名簿	○	○	
13	法人の「履歴事項全部証明書」	○	×	
14	申請直前1年分の「納税証明書(その1 納税額等証明用)」 * 新設法人は不要	法人税	申告 所得税	
15	申請直前1年分の貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費の内訳含む) * 新設法人は「開始貸借対照表」を作成し添付	○	×	
16	添付書類(5) 事務所を使用する権原に関する書面	○	○	
17	事務所の写真(建物入口から事務所内まで分かるように)	○	○	
18	事務所の平面図(写真撮影地点を記載)	○	○	

手数料 33,000円 納付依頼メール受領後に、ペイジーで電子納付してください。

V 免許取得後の宅建業者が行うこと

免許取得後① 事務所に設置するべきものについて

宅建業者は、標識の掲示等が義務付けられています。

1 業者票の掲示(法第50条)

事務所ごとに公衆の見やすい場所に業者票を掲示してください。

宅地建物取引業者票	
免許証番号	国土交通大臣 () 第 号
免許有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
顔写真の名称	
代表者氏名	
この事務所に着かれている専任の宅地建物取引士の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号 ()

2 報酬額表の掲示(法第46条)

事務所ごとに公衆の見やすい場所に報酬額表を掲示してください。

3 帳簿(取引台帳)の備え付け(法第49条)

事務所ごとに業務に関する帳簿(取引台帳)を備え、取引のあったつど記載してください。
また、帳簿(取引台帳)は、事業年度末から5年間(自ら売り主となる新築住宅に係るものにあつては10年間)保存してください。

4 従業者証明書の携帯と従業者名簿の備え付け(法第48条)

(1) 従業者証明書

宅建業者は、従業者に、従業者であることを証する証明書を携帯させてください。

従業者は、取引関係者の請求があつたときは、従業者証明書を提示してください。

従業者証明書番号の振り方については、「添付書類(8)宅地建物取引業に従事する者の名簿」(p.32～)を参照してください。

従業者証明書 従業者証(証明)	
24 cm	従業者氏名 () () () ()
3.0 cm	完全に記事する 事務所の名称 及び所在地 この書は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明し、かつ、 前項の有効期限は、年 月 日から 年 月 日まで 国土交通大臣 () 第 号 顔写真の名称
1.5 cm	主たる事務所の所在地 代表者氏名

(2) 従業者名簿

事務所ごとに従業者名簿を備え付けてください。

取引関係者の請求があつたときは、閲覧に供してください。

最終記載日から10年間保存してください。

従業者名簿							
氏名	性別	生年月日	業種 従業者番号	主たる職務内容	宅地建物取引士であるかどうかの別	この事務所の従業者となった年月日	この事務所の従業者でなくなった年月日

* 書式は(公社)埼玉県宅地建物取引業協会・(公社)全日本不動産協会で購入できます。
また、一部の書式は、国土交通省ホームページからダウンロードできます。

免許取得後② 免許権者に提出する申請届出について

宅建業者が行う主な申請届出は、以下のとおりです。
手続きの詳細は、埼玉県ホームページから確認してください。

1 更新申請

有効期間の満了後、引き続き宅建業を営もうとする方は、有効期間が満了する90日前から30日前までの間に、更新免許申請書類を提出してください。

免許の有効期間が満了すると、自動的に免許は失効しますので注意してください。

2 名簿登載事項変更届出書

以下について変更があった場合には、30日以内に変更届出書類を提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 事務所の変更（移転・新設・廃止・名称変更）
- (3) 代表者の改姓改名
- (4) 法人役員の変更（就任・退任・改姓改名・代表者の交代）
- (5) 専任の宅建士の変更（就任・退任・改姓改名）
- (6) 政令使用人の変更（就任・退任・改姓改名）

3 廃業等届出書

免許有効期間中の業者が、宅建業を廃業する場合は、廃業等届出書類を提出してください。

なお、営業保証金を直接供託した業者については、廃業等届出書類を提出した後に、営業保証金を取り戻すための手続きが必要です。

4 50条2項の届出書

契約の締結又は申し込みを行う案内所等を設置する場合は、案内所等の所在する都道府県に届出書類を提出してください。

* 提出先は免許権者ではありません。

5 住宅瑕疵担保履行法の届出書

新築住宅を引き渡した場合は、年1回の基準日（3月31日）から3週間以内に、保険加入などの資力確保措置について、届出書類を提出してください。

免許取得後③ 営業保証金供託済届出について

以下の場合には、営業保証金供託済届出書を持参してください。
提出時には、供託書の原本の提示と写しの提出が必要です。

* 保証協会加入業者は手続不要です。

(1) 営業保証金を供託した場合

ア 新規免許の取得

免許通知ハガキを併せて持参してください。

イ 事務所の新設

名簿登載事項変更届出書類を併せて持参してください。

ウ 不足額の発生

エ 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失

(2) 保管替え(供託所の変更)をした場合

(3) 供託物を差し替えた場合

供託書 (営業保証)		字加入	字削除	頁																						
申請年月日	平成28年7月23日	法令条項	宅地建物取引業法第25条	平成28年度金第123号																						
供託所の表示	さいたま地方務局上尾出張所	供託の原因たる事実 供託者は、平成28年7月20日宅地建物取引業の免許を受けた者であるが、このたび、事業開始に当たり供託者肩書地に主たる事務所を設けたので、所定の営業保証金として金1,000万円を供託する。																								
供託者の住所氏名	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 株式会社埼玉不動産 代表取締役 埼玉 太郎																									
官及庁の名称等	埼玉県知事免許番号(1)777777号																									
備考																										
供託金額	<table border="1"> <tr> <td>百</td><td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>万</td><td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td>¥</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table>				百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			¥	1	0	0	0	0	0	0	0
百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円																
		¥	1	0	0	0	0	0	0	0																
<p>上記供託を受領する。供託金を平成28年7月30日までに日本銀行さいたま営業部において供託所口座に納入されたい。同日までに納入しないときは、この決定は効力を失う。</p> <p>平成28年7月23日 さいたま地方務局 供託官 甲山 甲太郎</p>		<p>上記供託金の受け入れを証する。</p> <p>平成28年7月23日 日本銀行 さいたま営業部</p>																								
<p>供託官の印</p>		<p>日本銀行 代理店印</p>																								

営業保証金供託済届出書

埼玉県知事

届出者 商号又は名称 **株式会社 埼玉不動産**
 郵便番号 (330-9301)
 主たる事務所の
 所在地 **さいたま市浦和区高砂3-15-1**
 氏名 **代表取締役 埼玉 太郎**
 (法人にあつては、代表者の氏名)
 電話番号 (048) 830-5492
 ファクシミリ番号 (048) 830-4887

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託しましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号
 ※ ※ 11 (1) 777777

供託の原因 1	1. 新規免許の取得 (法第25条) 2. 事務所の新設 (法第26条) 3. 不足額の発生 (法第28条) 4. 保管替え等 (法第29条) 5. 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失 (法第64条の15) 6. 変換 (差し替え)	
供託番号		供託年月日
H28年度 1金2証3国 第 123 号	平成28年7月23日	さいたま法務局 支局 地方 上尾出張所
金銭の場合の供託額 (円)		10000
有価証券の場合の供託額		額面 円
有価証券の場合の営業保証金に充当される額 (円)		
振替国債の場合の供託額 (円)		
変換の場合には、変換前の供託物に関する事項	供託番号	供託年月日
	年度 1金2証3国 第 号	年 月 日
	年度 1金2証3国 第 号	年 月 日
今回の供託に係る事務所に関する事項	名称	所在地
	本店	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

VI 免許換えについて

事務所の移転・廃止・新設に伴って、[埼玉県知事免許]⇔[他都道府県知事免許]・[国土交通大臣免許]に免許を換えることを「免許換え」といいます。

免許換え後の免許証番号は新しい番号となり、()内の更新数字も「1」となります。

免許換え後の免許有効期間は5年です。

免許換えが完了しましたら、従前の免許は自動的に失効しますので、廃業届出の必要はありません。

免許換え審査期間中に免許の有効期間が切れても、免許期限が審査期間中延長したものと見なされます。

○ 免許換え新規申請について

免許換えには、「免許換え新規申請」が必要です。本手引きを参照して作成し、以下表のとおり提出してください。

代表者・役員・政令使用人・専任の宅建士などに変更がある場合は、先に現在の免許権者へ変更届出書を提出してください。ただし、免許換えの原因となる事務所の新設・移転については、変更届出は必要ありません。

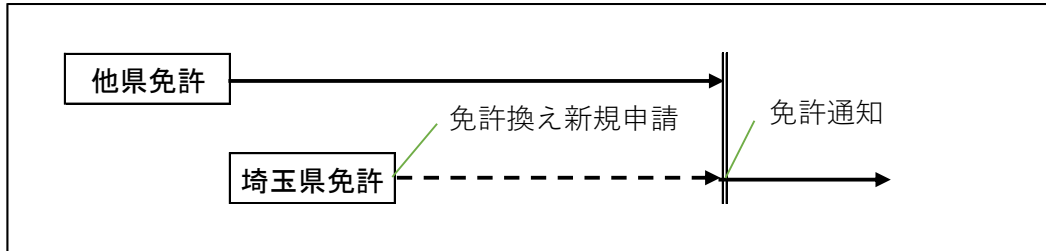
免許番号は、免許通知時点で変更されます。埼玉県知事免許への免許換えについては、契約の締結等において不都合が生じないように、免許通知前に連絡します。

免許権者	提出先	部数	手数料
他都道府県→埼玉県 (他都道府県知事免許業者が 埼玉県に本店を移転する場合)	埼玉県	2部	埼玉県建築安全課 にてキャッシュレ ス決済で納付 33,000円
国土交通大臣→埼玉県 (国土交通大臣免許業者が 埼玉県以外の従たる事務所を すべて廃止する場合)			
埼玉県→他都道府県 (埼玉県知事免許業者が 他都道府県に本店を移転する場合)	本店移転先 都道府県	2部	提出先都道府県に 確認してください
埼玉県→国土交通大臣 (埼玉県知事免許業者が 埼玉県以外に従たる事務所を 設置する場合)	埼玉県 (R6.5.25以降は 地方整備局等)	3部	登録免許税 90,000円

○ 免許換え新規申請に伴う手続きについて

1 他都道府県知事免許→埼玉県知事免許

免許換え許可時点で従前の免許は失効し、埼玉県事務所で営業が可能となります。



(1) 免許申請前に行うこと

法人業者においては、本店移転の登記をしてください。

本店移転以外の変更事項がある場合は、現在の免許権者である都道府県へ変更届出書を提出してください。

(2) 免許通知後に行うこと

ア 保証協会に加入していない業者

営業保証金の保管替え（供託所の変更）をしてください。

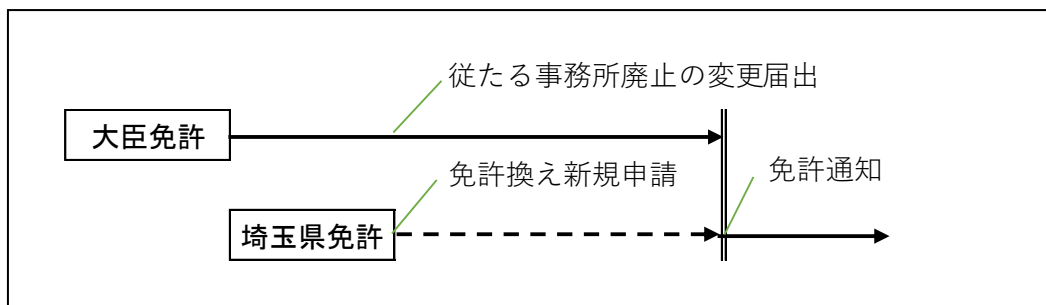
その後、営業保証金供託済届出書・免許通知ハガキ・供託書の原本及び写しを、埼玉県窓口を持参し、免許証を受領してください。

イ 保証協会に加入している業者

保証協会での手続き後に、免許証を受領してください。

2 国土交通大臣免許→埼玉県知事免許

埼玉県内の事務所の営業は継続して可能ですが、免許換え許可時点で免許証番号が変わります。



(1) 免許換え新規申請と同時に行うこと

従たる事務所廃止、及びその他変更事項に係る変更届出書（国土交通大臣宛3部）を埼玉県窓口を持参してください。

(2) 免許通知後に行うこと

ア 保証協会に加入していない業者

免許通知ハガキ・供託書の原本及び写しを持参し、免許証を受領してください。
また、法務局にて、廃止した事務所に係る営業保証金を取り戻すことができます。

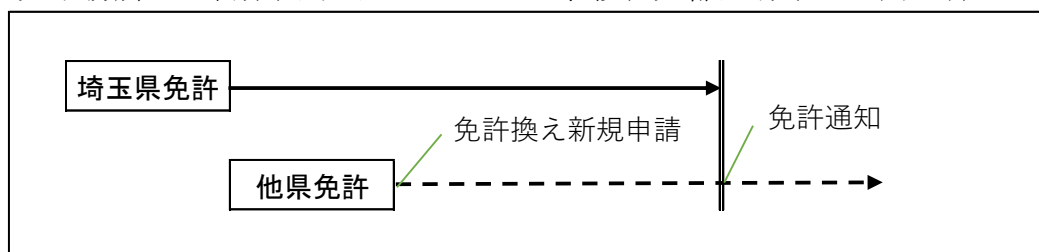
イ 保証協会に加入している業者

保証協会での手続き後に、免許証を受領してください。

3 埼玉県知事免許→他都道府県知事免許

移転先都道府県が免許換えを許可する時点で、埼玉県の免許は失効します。

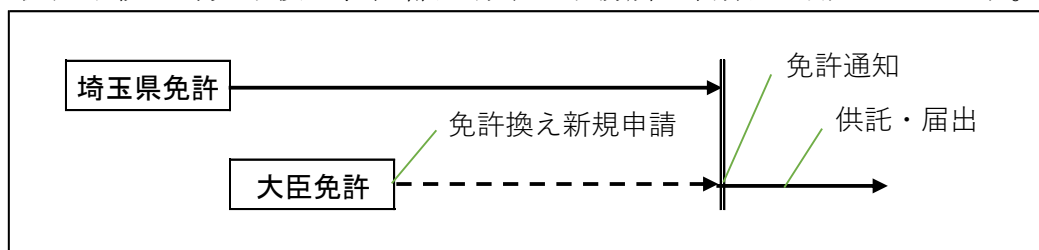
移転先事務所での営業開始時点については、移転先都道府県にお問い合わせください。



4 埼玉県知事免許→国土交通大臣免許

埼玉県内の事務所の営業は継続して可能ですが、免許換え許可時点で免許証番号が変わります。

追加供託手続き等完了後に、他都道府県の事務所で営業が可能となります。



(1) 免許換え新規申請と同時に行うこと

従たる事務所の設置以外に変更事項がある場合は、変更届出書（埼玉県知事宛 2 部）を埼玉県窓口を持参してください。

(2) 免許通知後に行うこと

ア 保証協会に加入していない業者

法務局にて営業保証金を追加供託し、営業保証金供託済届出書を関東地方整備局へ提出してください。

イ 保証協会に加入している業者

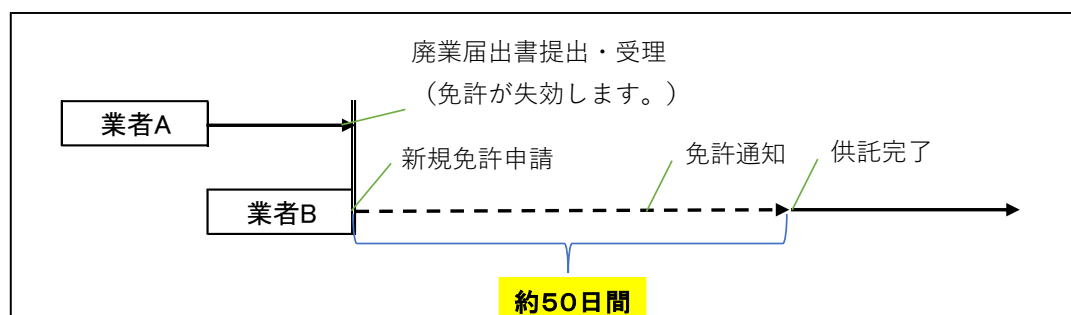
保証協会での手続き後に、免許証を受領してください。

Ⅶ 個人業者⇔法人業者の入れ替えについて

同一事務所において宅建業者が入れ替わる場合には、元の業者による廃業届出と、新しい業者による新規免許申請が必要です。

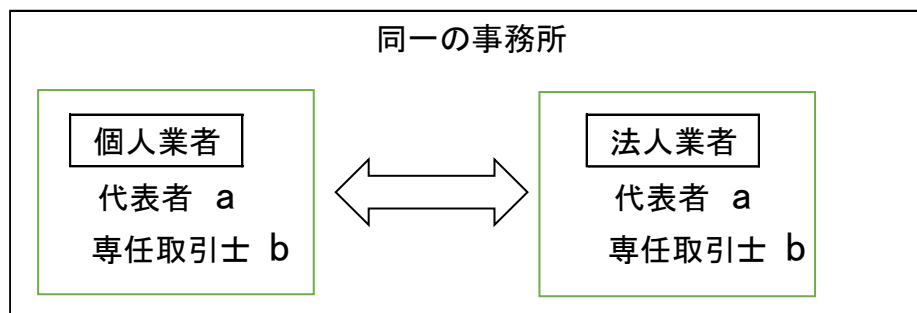
○ 業者Aから業者Bに入れ替わる場合

元の業者の免許が有効の状態では、新しい業者の免許申請ができません。



○ 個人業者と法人業者が入れ替わる場合

個人業者と法人業者間において、①代表者、②専任の宅建士、③事務所の所在地が同一である場合をいいます。



必要な手続きについては、建築安全課宅建業免許担当までお問い合わせください。